

療養状況・日常生活状況報告書（退職後の継続給付用）

この報告書は健康保険法第59条（※1）に基づき提出をお願いしています。

- 傷病手当金の支給にあたって必要ですので、下記事項に漏れなくご記入の上、毎回添付してください。
- 添付・記入漏れの場合は同第121条（※3）により、虚偽申告の場合は同第120条（※2）により傷病手当金の支給ができません。

記入日	令和	年	月	日
在職中の記号	記号	番号		
氏名				

※今回の傷病手当金請求期間における状況を○で囲むか、必要事項を記入してください。

今回の傷病手当請求期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
<b>療養について</b>	
①通院回数について	1. 1か月に（ ）回程度 2. 1週間に（ ）回程度 3. その他（ ）
②受診状況について	1. 診察のみ    2. 投薬のみ    3. 診察と投薬
③受診日について	1. 自分で判断して都合の良い日に行く 2. 医師に指示された日に行く 3. 薬がなくなったら行く 4. その他（ ）
④医師から指示をされている療養期間について	1. 令和（ ）年（ ）月頃まで 2. その他（ ） 1. 良くなっている    2. 少し良くなっている    3. あまり変わらない 4. 少し悪くなっている    5. 悪くなっている 6. その他（ ）
<b>就労について</b>	
就労について （パートアルバイト含む）	1. 就労について医師からどのように指導されていますか？ (1) 継続して就労は無理である (2) 症状は改善しているが、しばらく就労できない （令和 年 月頃から就労可能） (3) 現時点で就労可能    □軽作業なら就労可能 □短時間なら就労可能 □就労に問題はない (4) その他（ ） 2. 現在の就労状況について (1) 現在就労している (2) 就労の予定はない (3) 今後、就労することが決定している（令和 年 月 日より勤務予定） (4) その他（ ）

（裏面に続く）

日常生活について	
過ごし方（複数回答可）	1. 仕事・アルバイトをしている 2. 普通の日常生活ができる 3. ほとんど家にいるが、ときどき散歩程度で外出する 4. 身の回りのことはできるが、一日中家にいる 5. 身の回りのことはかろうじてできるが、ほとんど寝ている 6. 身の回りのことができず、介助が必要な状態 7. その他（ ）
その他	
加入している健康保険について	(1) 国民健康保険 (2) 健康保険組合（本人・家族） (3) 全国健康保険協会（本人・家族） (4) その他（ ）
	保険者名（ ..... 記号（ ..... ）番号（ ..... ）
年金について	1. 障害年金・障害手当金 (1) 受給していない (2) 請求中である (3) 受給中である ⇒初回申請は必ず年金証書のコピーを添付してください 2. 老齢年金 (1) 受給していない (2) 受給中である ⇒初回申請は必ず年金証書のコピーを添付してください (3) その他（ ）
雇用保険（失業保険）について	1. 手続きはなにもしていない 2. 療養のため延長申請している（申請日 年 月 日） 3. 申請して受け取っている （受給期間 年 月 日 ～ 年 月 日） 4. 申請したが受け取っていない（申請日 年 月 日）
コスモエネルギーグループ健康保険組合 理事長 殿 上記のとおり回答します。また、別途提出している同意書により関係機関に照会することに同意いたします。 令和 年 月 日 住所 〒 ..... 氏名 ..... 電話番号（ ..... ）	

## 《健康保険法》

（※1）第59条（文書の提出等） 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

（※2）第120条 保険者は、偽りその他不正行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。

ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。

（※3）第121条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。